

消費生活センターだより

相談専用電話 ☎(923)1741

毎週月～金曜日9時～11時45分・13時～16時30分

毎年5月は消費者月間です!

令和5年度統一テーマ

デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進み、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の普及など、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、さまざまな情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラルなどを身に付けることが必要となっています。

それぞれの消費者が、自分の生活に必要なデジタル技術やノウハウを蓄え、活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができるようになります。

このテーマを、消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとしてみませんか。

筑紫野消防署情報



筑紫野太宰府消防本部 / 筑紫野消防署

☎(924)5035

放火から私たちの町や家庭を守るために!

毎年、全国的に火災の出火原因として放火、放火の疑いの割合が高いことをご存知ですか?



放火を未然に防ぐために次のことに気を付けましょう!

- ① 家の周りに燃えやすいものを置かない
- ② ごみは決められた日時に出す
- ③ 外灯やセンサーライトで家の周りを明るくする
- ④ 車庫、物置などは必ずかぎを掛ける
- ⑤ 皆で声をかけあって、地域の見守りを

筑紫野警察署情報



筑紫野警察署 ☎(929)0110

ごみの不法投棄は犯罪です!

- いらなくなったテレビや冷蔵庫などの家電製品などを山や空き地に捨てる
 - 生ごみなどの生活ごみを指定されていない場所に捨てる
- など...

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、または両方の罰を受けることになり、さらに違反者だけでなく違反者が所属する事業主にも罰則が科される場合があります。

不法投棄は環境を悪化させ、他人に迷惑をかける悪質な犯罪です!
自治体のルールを守って、ごみは指定された方法で捨てましょう。

不法投棄・不法焼却は絶対にしないでください。
不法投棄に関する情報があれば、まず警察へお知らせください!